

見本

第1問

第一 設問1

1. 1. 問(1)

(1) 本件において Xは、Y市に対し、道路法(以下「法」という) 71条1号に基づく原状回復命令をAに対し発することを義務付ける非申請型義務付け訴訟(行政事件訴訟法(以下「行訴法」という)3条6項1号)を提起することが考えられる。 **正解です。**

(2) 非申請型義務付け訴訟の言え訴訟要件は、①「一定の処分」、②「重大な損害の生じるおそれ(行訴法37条の2第1項)」、③「他に適当な方法がない」こと(同項)、④原告適格(行訴法37条の2第3項)、⑤訴えの利益(同項)、⑥被告適格(~~38条~~行訴法38条1項、11条)、⑦管轄(38条1項、12条)。

ア. 「一定の処分」

(1) 非申請型義務付け訴訟を提起するに当たっては、求める処分がいわゆる処分を生ずる有様を要する。

処分とは、公権力の主体たる国又は公共団体の行為のうち、その行為により直接国民の権利義務を形成し、又はその範囲を確定することから法律上認められているものに備わっている。

本件において Xが求める処分は 法71条1号に基づく原状回復命令であり、これはY市によりなされ、Aに対して本件左ノスを撤去する義務を課するものであり、処分性が認められる。

(4) そして、非申請型義務付け訴訟においては、裁判所が判別可能な程度に処分を特定する必要がある。本件においては、Y市による、Aに対して、本件市道上に存在する本件左ノスの撤去命令の特定をする。

見本

第1問

1. 重大な損害の生じるおそれ

(1) 損害の重大性については、行訴法37条の2第2項の基準により判断される。

(4) 本件左ノスの撤去がされれば Xは本件市道の利用が不可能となる。本件市道はC小学校への通学路や緊急避難路として想定されている。C小学校へ向かう道は他にも存在するが、距離が長く、交通量も本件市道と比べ多い。すなわち、本件市道の利用が不可能になれば、日常的又は緊急時、長い時間、事故や被災の危険を甘受することになり、生命・身体への損害の発生を誘引する結果となる。そして、生命・身体への損害は一旦生じれば回復は困難であり、重大な損害に当たる。

(4) 以上より、~~重大な~~重大な損害の生じるおそれは認められる。

ウ. 「他に適当な方法がない」こと

ここには「他に適当な方法」とは、~~行政上~~行政上には定められた訴訟を言い、民事訴訟は含まれない。 **→ (1) (2) (3) (4) (5) (6) (7) (8) (9) (10) (11) (12) (13) (14) (15) (16) (17) (18) (19) (20) (21) (22) (23) (24) (25) (26) (27) (28) (29) (30) (31) (32) (33) (34) (35) (36) (37) (38) (39) (40) (41) (42) (43) (44) (45) (46) (47) (48) (49) (50) (51) (52) (53) (54) (55) (56) (57) (58) (59) (60) (61) (62) (63) (64) (65) (66) (67) (68) (69) (70) (71) (72) (73) (74) (75) (76) (77) (78) (79) (80) (81) (82) (83) (84) (85) (86) (87) (88) (89) (90) (91) (92) (93) (94) (95) (96) (97) (98) (99) (100) (101) (102) (103) (104) (105) (106) (107) (108) (109) (110) (111) (112) (113) (114) (115) (116) (117) (118) (119) (120) (121) (122) (123) (124) (125) (126) (127) (128) (129) (130) (131) (132) (133) (134) (135) (136) (137) (138) (139) (140) (141) (142) (143) (144) (145) (146) (147) (148) (149) (150) (151) (152) (153) (154) (155) (156) (157) (158) (159) (160) (161) (162) (163) (164) (165) (166) (167) (168) (169) (170) (171) (172) (173) (174) (175) (176) (177) (178) (179) (180) (181) (182) (183) (184) (185) (186) (187) (188) (189) (190) (191) (192) (193) (194) (195) (196) (197) (198) (199) (200) (201) (202) (203) (204) (205) (206) (207) (208) (209) (210) (211) (212) (213) (214) (215) (216) (217) (218) (219) (220) (221) (222) (223) (224) (225) (226) (227) (228) (229) (230) (231) (232) (233) (234) (235) (236) (237) (238) (239) (240) (241) (242) (243) (244) (245) (246) (247) (248) (249) (250) (251) (252) (253) (254) (255) (256) (257) (258) (259) (260) (261) (262) (263) (264) (265) (266) (267) (268) (269) (270) (271) (272) (273) (274) (275) (276) (277) (278) (279) (280) (281) (282) (283) (284) (285) (286) (287) (288) (289) (290) (291) (292) (293) (294) (295) (296) (297) (298) (299) (300) (301) (302) (303) (304) (305) (306) (307) (308) (309) (310) (311) (312) (313) (314) (315) (316) (317) (318) (319) (320) (321) (322) (323) (324) (325) (326) (327) (328) (329) (330) (331) (332) (333) (334) (335) (336) (337) (338) (339) (340) (341) (342) (343) (344) (345) (346) (347) (348) (349) (350) (351) (352) (353) (354) (355) (356) (357) (358) (359) (360) (361) (362) (363) (364) (365) (366) (367) (368) (369) (370) (371) (372) (373) (374) (375) (376) (377) (378) (379) (380) (381) (382) (383) (384) (385) (386) (387) (388) (389) (390) (391) (392) (393) (394) (395) (396) (397) (398) (399) (400) (401) (402) (403) (404) (405) (406) (407) (408) (409) (410) (411) (412) (413) (414) (415) (416) (417) (418) (419) (420) (421) (422) (423) (424) (425) (426) (427) (428) (429) (430) (431) (432) (433) (434) (435) (436) (437) (438) (439) (440) (441) (442) (443) (444) (445) (446) (447) (448) (449) (450) (451) (452) (453) (454) (455) (456) (457) (458) (459) (460) (461) (462) (463) (464) (465) (466) (467) (468) (469) (470) (471) (472) (473) (474) (475) (476) (477) (478) (479) (480) (481) (482) (483) (484) (485) (486) (487) (488) (489) (490) (491) (492) (493) (494) (495) (496) (497) (498) (499) (500) (501) (502) (503) (504) (505) (506) (507) (508) (509) (510) (511) (512) (513) (514) (515) (516) (517) (518) (519) (520) (521) (522) (523) (524) (525) (526) (527) (528) (529) (530) (531) (532) (533) (534) (535) (536) (537) (538) (539) (540) (541) (542) (543) (544) (545) (546) (547) (548) (549) (550) (551) (552) (553) (554) (555) (556) (557) (558) (559) (560) (561) (562) (563) (564) (565) (566) (567) (568) (569) (570) (571) (572) (573) (574) (575) (576) (577) (578) (579) (580) (581) (582) (583) (584) (585) (586) (587) (588) (589) (590) (591) (592) (593) (594) (595) (596) (597) (598) (599) (600) (601) (602) (603) (604) (605) (606) (607) (608) (609) (610) (611) (612) (613) (614) (615) (616) (617) (618) (619) (620) (621) (622) (623) (624) (625) (626) (627) (628) (629) (630) (631) (632) (633) (634) (635) (636) (637) (638) (639) (640) (641) (642) (643) (644) (645) (646) (647) (648) (649) (650) (651) (652) (653) (654) (655) (656) (657) (658) (659) (660) (661) (662) (663) (664) (665) (666) (667) (668) (669) (670) (671) (672) (673) (674) (675) (676) (677) (678) (679) (680) (681) (682) (683) (684) (685) (686) (687) (688) (689) (690) (691) (692) (693) (694) (695) (696) (697) (698) (699) (700) (701) (702) (703) (704) (705) (706) (707) (708) (709) (710) (711) (712) (713) (714) (715) (716) (717) (718) (719) (720) (721) (722) (723) (724) (725) (726) (727) (728) (729) (730) (731) (732) (733) (734) (735) (736) (737) (738) (739) (740) (741) (742) (743) (744) (745) (746) (747) (748) (749) (750) (751) (752) (753) (754) (755) (756) (757) (758) (759) (760) (761) (762) (763) (764) (765) (766) (767) (768) (769) (770) (771) (772) (773) (774) (775) (776) (777) (778) (779) (780) (781) (782) (783) (784) (785) (786) (787) (788) (789) (790) (791) (792) (793) (794) (795) (796) (797) (798) (799) (800) (801) (802) (803) (804) (805) (806) (807) (808) (809) (810) (811) (812) (813) (814) (815) (816) (817) (818) (819) (820) (821) (822) (823) (824) (825) (826) (827) (828) (829) (830) (831) (832) (833) (834) (835) (836) (837) (838) (839) (840) (841) (842) (843) (844) (845) (846) (847) (848) (849) (850) (851) (852) (853) (854) (855) (856) (857) (858) (859) (860) (861) (862) (863) (864) (865) (866) (867) (868) (869) (870) (871) (872) (873) (874) (875) (876) (877) (878) (879) (880) (881) (882) (883) (884) (885) (886) (887) (888) (889) (890) (891) (892) (893) (894) (895) (896) (897) (898) (899) (900) (901) (902) (903) (904) (905) (906) (907) (908) (909) (910) (911) (912) (913) (914) (915) (916) (917) (918) (919) (920) (921) (922) (923) (924) (925) (926) (927) (928) (929) (930) (931) (932) (933) (934) (935) (936) (937) (938) (939) (940) (941) (942) (943) (944) (945) (946) (947) (948) (949) (950) (951) (952) (953) (954) (955) (956) (957) (958) (959) (960) (961) (962) (963) (964) (965) (966) (967) (968) (969) (970) (971) (972) (973) (974) (975) (976) (977) (978) (979) (980) (981) (982) (983) (984) (985) (986) (987) (988) (989) (990) (991) (992) (993) (994) (995) (996) (997) (998) (999) (1000) (1001) (1002) (1003) (1004) (1005) (1006) (1007) (1008) (1009) (1010) (1011) (1012) (1013) (1014) (1015) (1016) (1017) (1018) (1019) (1020) (1021) (1022) (1023) (1024) (1025) (1026) (1027) (1028) (1029) (1030) (1031) (1032) (1033) (1034) (1035) (1036) (1037) (1038) (1039) (1040) (1041) (1042) (1043) (1044) (1045) (1046) (1047) (1048) (1049) (1050) (1051) (1052) (1053) (1054) (1055) (1056) (1057) (1058) (1059) (1060) (1061) (1062) (1063) (1064) (1065) (1066) (1067) (1068) (1069) (1070) (1071) (1072) (1073) (1074) (1075) (1076) (1077) (1078) (1079) (1080) (1081) (1082) (1083) (1084) (1085) (1086) (1087) (1088) (1089) (1090) (1091) (1092) (1093) (1094) (1095) (1096) (1097) (1098) (1099) (1100) (1101) (1102) (1103) (1104) (1105) (1106) (1107) (1108) (1109) (1110) (1111) (1112) (1113) (1114) (1115) (1116) (1117) (1118) (1119) (1120) (1121) (1122) (1123) (1124) (1125) (1126) (1127) (1128) (1129) (1130) (1131) (1132) (1133) (1134) (1135) (1136) (1137) (1138) (1139) (1140) (1141) (1142) (1143) (1144) (1145) (1146) (1147) (1148) (1149) (1150) (1151) (1152) (1153) (1154) (1155) (1156) (1157) (1158) (1159) (1160) (1161) (1162) (1163) (1164) (1165) (1166) (1167) (1168) (1169) (1170) (1171) (1172) (1173) (1174) (1175) (1176) (1177) (1178) (1179) (1180) (1181) (1182) (1183) (1184) (1185) (1186) (1187) (1188) (1189) (1190) (1191) (1192) (1193) (1194) (1195) (1196) (1197) (1198) (1199) (1200) (1201) (1202) (1203) (1204) (1205) (1206) (1207) (1208) (1209) (1210) (1211) (1212) (1213) (1214) (1215) (1216) (1217) (1218) (1219) (1220) (1221) (1222) (1223) (1224) (1225) (1226) (1227) (1228) (1229) (1230) (1231) (1232) (1233) (1234) (1235) (1236) (1237) (1238) (1239) (1240) (1241) (1242) (1243) (1244) (1245) (1246) (1247) (1248) (1249) (1250) (1251) (1252) (1253) (1254) (1255) (1256) (1257) (1258) (1259) (1260) (1261) (1262) (1263) (1264) (1265) (1266) (1267) (1268) (1269) (1270) (1271) (1272) (1273) (1274) (1275) (1276) (1277) (1278) (1279) (1280) (1281) (1282) (1283) (1284) (1285) (1286) (1287) (1288) (1289) (1290) (1291) (1292) (1293) (1294) (1295) (1296) (1297) (1298) (1299) (1300) (1301) (1302) (1303) (1304) (1305) (1306) (1307) (1308) (1309) (1310) (1311) (1312) (1313) (1314) (1315) (1316) (1317) (1318) (1319) (1320) (1321) (1322) (1323) (1324) (1325) (1326) (1327) (1328) (1329) (1330) (1331) (1332) (1333) (1334) (1335) (1336) (1337) (1338) (1339) (1340) (1341) (1342) (1343) (1344) (1345) (1346) (1347) (1348) (1349) (1350) (1351) (1352) (1353) (1354) (1355) (1356) (1357) (1358) (1359) (1360) (1361) (1362) (1363) (1364) (1365) (1366) (1367) (1368) (1369) (1370) (1371) (1372) (1373) (1374) (1375) (1376) (1377) (1378) (1379) (1380) (1381) (1382) (1383) (1384) (1385) (1386) (1387) (1388) (1389) (1390) (1391) (1392) (1393) (1394) (1395) (1396) (1397) (1398) (1399) (1400) (1401) (1402) (1403) (1404) (1405) (1406) (1407) (1408) (1409) (1410) (1411) (1412) (1413) (1414) (1415) (1416) (1417) (1418) (1419) (1420) (1421) (1422) (1423) (1424) (1425) (1426) (1427) (1428) (1429) (1430) (1431) (1432) (1433) (1434) (1435) (1436) (1437) (1438) (1439) (1440) (1441) (1442) (1443) (1444) (1445) (1446) (1447) (1448) (1449) (1450) (1451) (1452) (1453) (1454) (1455) (1456) (1457) (1458) (1459) (1460) (1461) (1462) (1463) (1464) (1465) (1466) (1467) (1468) (1469) (1470) (1471) (1472) (1473) (1474) (1475) (1476) (1477) (1478) (1479) (1480) (1481) (1482) (1483) (1484) (1485) (1486) (1487) (1488) (1489) (1490) (1491) (1492) (1493) (1494) (1495) (1496) (1497) (1498) (1499) (1500) (1501) (1502) (1503) (1504) (1505) (1506) (1507) (1508) (1509) (1510) (1511) (1512) (1513) (1514) (1515) (1516) (1517) (1518) (1519) (1520) (1521) (1522) (1523) (1524) (1525) (1526) (1527) (1528) (1529) (1530) (1531) (1532) (1533) (1534) (1535) (1536) (1537) (1538) (1539) (1540) (1541) (1542) (1543) (1544) (1545) (1546) (1547) (1548) (1549) (1550) (1551) (1552) (1553) (1554) (1555) (1556) (1557) (1558) (1559) (1560) (1561) (1562) (1563) (1564) (1565) (1566) (1567) (1568) (1569) (1570) (1571) (1572) (1573) (1574) (1575) (1576) (1577) (1578) (1579) (1580) (1581) (1582) (1583) (1584) (1585) (1586) (1587) (1588) (1589) (1590) (1591) (1592) (1593) (1594) (1595) (1596) (1597) (1598) (1599) (1600) (1601) (1602) (1603) (1604) (1605) (1606) (1607) (1608) (1609) (1610) (1611) (1612) (1613) (1614) (1615) (1616) (1617) (1618) (1619) (1620) (1621) (1622) (1623) (1624) (1625) (1626) (1627) (1628) (1629) (1630) (1631) (1632) (1633) (1634) (1635) (1636) (1637) (1638) (1639) (1640) (1641) (1642) (1643) (1644) (1645) (1646) (1647) (1648) (1649) (1650) (1651) (1652) (1653) (1654) (1655) (1656) (1657) (1658) (1659) (1660) (1661) (1662) (1663) (1664) (1665) (1666) (1667) (1668) (1669) (1670) (1671) (1672) (1673) (1674) (1675) (1676) (1677) (1678) (1679) (1680) (1681) (1682) (1683) (1684) (1685) (1686) (1687) (1688) (1689) (1690) (1691) (1692) (1693) (1694) (1695) (1696) (1697) (1698) (1699) (1700) (1701) (1702) (1703) (1704) (1705) (1706) (1707) (1708) (1709) (1710) (1711) (1712) (1713) (1714) (1715) (1716) (1717) (1718) (1719) (1720) (1721) (1722) (1723) (1724) (1725) (1726) (1727) (1728) (1729) (1730) (1731) (1732) (1733) (1734) (1735) (1736) (1737) (1738) (1739) (1740) (1741) (1742) (1743) (1744) (1745) (1746) (1747) (1748) (1749) (1750) (1751) (1752) (1753) (1754) (1755) (1756) (1757) (1758) (1759) (1760) (1761) (1762) (1763) (1764) (1765) (1766) (1767) (1768) (1769) (1770) (1771) (1772) (1773) (1774) (1775) (1776) (1777) (1778) (1779) (1780) (1781) (1782) (1783) (1784) (1785) (1786) (1787) (1788) (1789) (1790) (1791) (1792) (1793) (1794) (1795) (1796) (1797) (1798) (1799) (1800) (1801) (1802) (1803) (1804) (1805) (1806) (1807) (1808) (1809) (1810) (1811) (1812) (1813) (1814) (1815) (1816) (1817) (1818) (1819) (1820) (1821) (1822) (1823) (1824) (1825) (1826) (1827) (1828) (1829) (1830) (1831) (1832) (1833) (1834) (1835) (1836) (1837) (1838) (1839) (1840) (1841) (1842) (1843) (1844) (1845) (1846) (1847) (1848) (1849) (1850) (1851) (1852) (1853) (1854) (1855) (1856) (1857) (1858) (1859) (1860) (1861) (1862) (1863) (1864) (1865) (1866) (1867) (1868) (1869) (1870) (1871) (1872) (1873) (1874) (1875) (1876) (1877) (1878) (1879) (1880) (1881) (1882) (1883) (1884) (1885) (1886) (1887) (1888) (1889) (1890) (1891) (1892) (1893) (1894) (1895) (1896) (1897) (1898) (1899) (1900) (1901) (1902) (1903) (1904) (1905) (1906) (1907) (1908) (1909) (1910) (1911) (1912) (1913) (1914) (1915) (1916) (1917) (1918) (1919) (1920) (1921) (1922) (1923) (1924) (1925) (1926) (1927) (1928) (1929) (1930) (1931) (1932) (1933) (1934) (1935) (1936) (1937) (1938) (1939) (1940) (1941) (1942) (1943) (1944) (1945) (1946) (1947) (1948) (1949) (1950) (1951) (1952) (1953) (1954) (1955) (1956) (1957) (1958) (1959) (1960) (1961) (1962) (1963) (1964) (1965) (1966) (1967) (1968) (1969) (1970) (1971) (1972) (1973) (1974) (1975) (1976) (1977) (1978) (1979) (1980) (1981) (1982) (1983) (1984) (1985) (1986) (1987) (1988) (1989) (1990) (1991) (1992) (1993) (1994) (1995) (1996) (1997) (1998) (1999) (2000) (2001) (2002) (2003) (2004) (2005) (2006) (2007) (2008) (2009) (2010) (2011) (2012) (2013) (2014) (2015) (2016) (2017) (**

他に譲渡している
ポイントの個別的利益

1 帰属する個々人の個別的利益としてもこれを保護すべきものとする趣旨
2 を含むと解される場合には、このような利益もこの法律上保護された
3 利益に当たる。

4 として、その判断は行訴法9条2項に基づきなされる(行訴法37条の2第4項)。

5 (イ) 本件において、Xが被侵害利益として主張するのは、本件市道
6 を利用する利益である。

7 本 Xが求める原状回復命令の根拠は道路法71条1号で
8 あるが、Aに於ける事件工場の設置は道路法43条2号に抵触している。
9 同号は、交通に支障を及ぼす行為を禁じており、路線を交通に用
10 いる者に既に慮っている。

11 又、路線道路法1条が交通の発達と公共の福祉の増進を目的と
12 して道路法9条、10条3項、18条1項、25頁により路線の認定・廃
13 止・変更・供用の開始等に公示・一般の縦覧を求めていることから、これ
14 の手続により路線の利用が可能とし不可能となる等の利益をも考慮
15 している。

16 として、路線を利用する利益は、当該路線の付近に住み、日常的
17 に利用を続けている者ほど重大な影響を受ける。

18 したがって、道路法は、当該路線を日常に交通の用に供する者について
19 も、保護している趣旨にあると解される。→ この範囲で限定し、その
20 上に決する

21 (ウ) Xは、通学路として本件市道を日常的に利用していることから、
22 法律上の利益を有する者に当たり、原告適格を存する。

23 オ. 訴えの利益

事件工場の撤去命令が出れば、事件工場のAが撤去し本件市道

1 の通行が可能となるため、訴えの利益はあり。

2 カ. 被告適格

3 被告は、原状回復命令を発するY市である。

4 キ. 管轄

5 Y市の普通裁判所の所在地を管轄する裁判所に属する。

6 2. 小問(2)

7 (イ) ~~原状回復命令について、法は「命ずる」と~~

8 本件においてXはAの事件工場設置が法43条2号において
9 禁止する行為に当たると主張する。もっとも、同号該号性については「な
10 のある行為」との抽象的な文言からY市に裁量権が認められる。

11 しかし、事件工場設置行為は、本件市道の交通を不可能にしてから
12 同号に認容を抵触すると明らかに判断できる。

13 (ロ) ~~また、~~ ^{さらに} 法71条が「命ずる」と規定し、原状
14 回復命令には政治的判断が求められることからY市に効果裁量が
15 認められる。では、本件において、Y市の原状回復命令の不行使が

16 裁量権の範囲を超え、またはその濫用に当たり、違法となるか(行
17 訴法37条の2第5項)。

18 ア. Y市長は、本件市道の利用者が乏しいと、市道上における
19 接触事故があり、再発のおそれがあること、路線の廃止が見込まれる
20 ことを理由に事件工場の設置を放置している。

21 しかし、法71条法43条2号に当たるか否かは、現在における交通
22 への影響の点から判断される。それにもかかわらず、過去の事故や、
23 将来の事故の可能性、路線の廃止見込みという関係のない事情

7. 他事考慮にはいかなるものか?

を考慮するという他事考慮がある。

1. したがって、Y市長の判断には他事考慮があるため、裁量の逸脱があるとの主張をすべきである。

第二 設問2

1. 小問(1)

(1) Y市による、法10条1項に基づく市道の路線の廃止について、処分性が認められるかが問題となる。

(2) 処分性の判断は第一、101アで述べた基準に基づき行う。

法18条1項は、路線が指定・認定された場合に、その旨を公示し、これを表示した図面を一般の縦覧に供することを定めている。すなわち、路線を指定・認定し、公示を行うことにより、一般人に対し当該路線を交通できる地位に~~す~~をよめている。

反対に、法18条2項は、路線の廃止の場合について、同様の定めを置いている。これにより一般人は当該路線の廃止を確知し、同時に当該路線を交通する地位を奪われることになる。

また、道路の供用がされている間、路敷地、その他の物件の所有者は、私権の行使が制限され、廃止によりこれが解除される(法4条)。

(3) 以上の点から、路線の廃止は、路敷地の所有者に対しては、私権の行使を制限されるという地位から解放し、当該路線を交通していた一般人に対しては、交通し得ない地位に置くという効率的な効果と有し、処分と解される。 よき権利

(4) したがって、市道市道の路線の廃止は処分性を有する。

2. 小問(2)

(1) 法において、路線の廃止は市長が一般交通の用に供する必要がなくなったと認める場合に行うことができる(法10条1項)。

しかし法の文意から、「必要がなくなった」か否かの判断については市長に裁量が認められる。他方で、「必要がなくなった」と判断できない場合にまで路線を廃止できるとする規定は認め難い。

そこで、X市においては、Y市長の市道が「必要がなくなった」との判断には裁量の逸脱・濫用があると主張することが考えられる。具体的には以下の通りである。

A. そもそも、Y市長は、市道が「必要がなくなった」と判断した根拠として聞き取り調査の結果をあげている。しかし、この聞き取り調査はY市の専断員がAに対してのみ行ったものである。市道上においては度々園児と関係者以外の運搬する原動機付自動車との接触事故及びその未遂が発生している。そのため、利用者についても度々事故が起きる程度にはあり、その点について他者への聞き取りを行うことで十分精査すべきであった。

それにもかかわらず、Aへの聞き取りのみで判断したことには、考慮不周があったと言わざるを得ない。

1. したがって、Y市長には裁量の逸脱・濫用があった。

(2) また、Y市は路線の廃止について当該市道に隣接する全ての土地の所有者の同意を要する内部基準を定めている。これは、「必要がなくなった」と判断できる場合においても、Y市長の裁量の下、

1 廃止をしない場合の要件を定めた処分基準に当たる。

2 ~~本件内部基準は~~

3 ア、処分基準に反して処分を行ったとしても直ちに違法とは言えないが、

4 当該基準が合理的なものであり、当該基準から外れた処分を

5 行う合理的理由がなければ違法となる。

6 イ、本件内部基準は、当該市道の利用頻度が多いと予想され
7 子者の意見を汲み、その不利益に配慮する点で合理的である。

8 それに、本件において当該基準から外れて処分を行うことを正当
9 化する事情は存在しない。

10 ウ、以上より、内部基準から外れ、Xの同意を得ずに行った
11 路線廃止は違法である市長もいう。

12
13
14
15 以上
16
17
18
19
20
21
22
23